

政令番号332 砒素及びその無機化合物

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成25年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬登録 製剤	登録製剤以 外殺虫剤	その他	
1	北海道							3.3E+1	32.6
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県							2.1E+1	20.5
6	山形県							1.1E+1	10.5
7	福島県							9.6E+1	96.1
8	茨城県							2.1E+1	20.5
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県							1.6E+1	16.4
15	新潟県								
16	富山県							7.0E+0	7.0
17	石川県							1.7E+1	16.7
18	福井県							1.7E+1	16.7
19	山梨県								
20	長野県							3.0E-3	0.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県							6.5E+1	64.5
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府							2.8E+1	27.6
27	大阪府							8.1E-2	0.1
28	兵庫県							7.1E+0	7.1
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県							1.3E+1	13.2
33	岡山県							2.1E+0	2.1
34	広島県							2.2E+1	21.8
35	山口県							1.5E+1	15.5
36	徳島県							4.1E+1	41.0
37	香川県								
38	愛媛県							1.5E+1	15.3
39	高知県								
40	福岡県							1.0E+1	10.0
41	佐賀県								
42	長崎県							5.3E+1	53.3
43	熊本県							2.2E+1	21.9
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県							1.4E+1	13.9
	全国							5.4E+2	544.1